

議案第 17 号

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

羽曳野市留守家庭児童会を土曜日に開会するに当たり、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市留守家庭児童会条例(平成 14 年羽曳野市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「放課後」を「放課後等」に改める。

第 4 条第 1 項中「児童を児童会に」を「児童会(土曜日に開会する児童会を除く。次条及び第 6 条において同じ。)に児童を」に改める。

第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条中「及び延長使用料」を「、延長使用料及び土曜使用料」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出し中「入会許可」を「許可」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(土曜使用)

第 7 条 第 4 条第 2 項の許可を受けた保護者であって、児童に児童会(土曜日に開会する児童会に限る。)を使用させようとするものは、委員会に対し、規則で定めるところにより申請をしなければならない。

2 委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとし、前項の規定による使用(以下「土曜使用」という。)が適当であると認めるときは、その許可をするものとする。

3 土曜使用する児童の保護者は、納付日までに土曜使用に係る使用料(以下「土曜使用料」という。)を納付しなければならない。

4 土曜使用料の額は、児童 1 人につき月額 1,000 円とする。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

羽曳野市留守家庭児童会条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。)に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、<u>放課後等</u>における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 児童会に入会できる児童は、保護者の就労又は疾病等の理由により、<u>放課後等</u>においてその保護及び育成に欠ける者とする。ただし、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に入会することに相当の理由があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(入会の申請及び許可)</p> <p>第 4 条 <u>児童会(土曜日に開会する児童会を除く。次条及び第 6 条において同じ。)</u>に児童を入会させようとする保護者は、委員会に対し、規則で定めるところにより入会の申請をしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第 5 条・第 6 条 省略</p> <p>(土曜使用)</p> <p>第 7 条 <u>第 4 条第 2 項の許可を受けた保護者であって、児童に児童会(土曜日に開会する児童会に限る。)を使用させようとするものは、委員会に対し、規則で定めるところにより申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとし、前項の規定による使用(以下「土曜使用」という。)が適当であると認めるときは、その許可をするものとする。</u></p> <p>3 <u>土曜使用する児童の保護者は、納付日までに土曜使用に係る使用料(以下「土曜使用料」という。)を納付しなければならない。</u></p> <p>4 土曜使用料の額は、児童 1 人につき月額</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。)に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、<u>放課後</u>における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 児童会に入会できる児童は、保護者の就労又は疾病等の理由により、<u>放課後</u>においてその保護及び育成に欠ける者とする。ただし、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に入会することに相当の理由があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(入会の申請及び許可)</p> <p>第 4 条 <u>児童を児童会に入会させようとする保護者は、委員会に対し、規則で定めるところにより入会の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 5 条・第 6 条 省略</p>

1,000円とする。

(許可の取消し等)

第8条 省略

(還付)

第9条 既に納付された使用料、延長使用料及び土曜使用料については、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第10条 省略

以下省略

(入会許可の取消し等)

第7条 省略

(還付)

第8条 既に納付された使用料及び延長使用料については、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第9条 省略

以下省略